様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年 6月13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）にしにほんこうそくどうろえんじにありんぐかんさいかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社  （ふりがな） さな　のぶゆき  （法人の場合）代表者の氏名 真　　伸行  住所　〒567-0032大阪府茨木市西駅前町５－２６  法人番号　7120901016241  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | エンジ関西DX戦略（Rev-2.0） | | 公表日 | 令和7年　5月　8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://www.w-e-kansai.co.jp/wp-content/uploads/2025/05/e-kansai\_dx\_rev-2.0.pdf  　・エンジ関西DX戦略\_基本方針\_1.『DX戦略』策定の背景と目的（3ページ）  　・エンジ関西DX戦略\_基本方針\_3.長期ビジョンと段階的な目標設定（6ページ） | | 記載内容抜粋 | 経営ビジョンとして、DX推進における基本的な考え方としてDX戦略の策定に係る背景と目的を見直しています。  　スマホの登場とネットワークの高速化により、社会生活やビジネス環境はこの10年の間に一変し、建設業界にもデジタル化の波が圧倒的なスピードで押し寄せています。エンジ関西ではKIBOやAuto CIMAによるひびわれ自動検出等、他社に先駆けてデジタル技術の活用に努めてきましたが、点検や保守業務のさらなる省力化・効率化や部署横断的なデータ共有等々、解決すべき課題は社内に沢山存在します。  上述のような様々な課題を解決するために、“全社的なDX推進”を重点施策とし、これまで部署単位で取り組んでいたIT化を組織的に推進することとしました。全社的に取組みを進めるためには全社員が共通認識を持ち、方向性を共有することが必須であり、全業務においてDX推進による業務変革を実現するため「エンジ関西DX戦略」を策定することとしました。  ビジネスモデルとして、2030年を達成目標年度としてビジョン2030を示しています。  　ビジョン2030は2030年度を達成イメージとし、先行して従来の基幹システムを共通データインフラ基盤として再構築します。この共通データインフラ基盤の活用により、部署横断のデータ活用を促進すると共に、NEXCOや協力会社とのデータのやり取りが円滑に行える環境を作ります。  　共通データインフラ基盤の再構築と並行して、これにより蓄積されたデータを活用しつつ、信頼性の高い予知技術、UAV画像による点検･診断、AIの活用等の次世代技術の実用化を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された令和7年度事業計画において、全社的なDX推進を重点施策として掲げており、これに基づく戦略の策定となっている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①エンジ関西DX戦略  ②エンジ関西DX戦略（Rev-2.0） | | 公表日 | ①令和5年　3月　1日  ②令和7年　5月　8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①https://www.w-e-kansai.co.jp/wp-content/uploads/2023/03/エンジ関西DX戦略（Rev-1.0）.pdf  　エンジ関西DX戦略\_行動計画\_2.1st Stage（2022年～2023年）（12ページ）  ②https://www.w-e-kansai.co.jp/wp-content/uploads/2025/05/e-kansai\_dx\_rev-2.0.pdf  　・エンジ関西DX戦略\_行動計画\_3.2nd Stage（2024年～2025年）（13、14ページ） | | 記載内容抜粋 | ①1st Stageにおいて、以下の取組みを実施しています。  ■オンサイトDX（現場作業）  　・点検自動化  　　Iotカメラを活用した遠隔作業の試行  　・点検省力化  　　点検記録野帳について電子野帳試行導入  　・定型作業自動化  　　RPA等活用した定型作業入力の自動化を図る  ■STDX（技術業務）　土木分野  　・状態監視  　　構造物健全度評価のためのモニタリングの試行  　・補修提案  　　フィールドマッピングの構築・蓄積  　・AI自動判定  　　AI自動判定画像データによる新たな点検手法の検証  ■STDX（技術業務）　施設分野  　・状態監視  　　設備データのモニタリング技術開発  　・予知保全  　　データの分析、解析技術の習得による予測の検証  　・AI自動判定  　　判定事例を活用した設備劣化判定技術の開発  ■オフィスDX（コーポレート業務）  　・事業費管理効率化  　　事業セグメント別収支状況の迅速な把握  　・デジタルスキル醸成  　　Microsoft365アプリの利活用促進とデジタルスキルの醸成  　・働き方改革  　　リモートワーク推進による環境整備  ②2025年4月に見直したエンジ関西DX戦略（Rev-2.0）により2nd Stageを2024年～2025年とし、新たに3rd Stage（2026年～2030年）を作成している。直近の2nd Stageにおいて、取組む内容は以下のとおり。  ■オンサイトDX（現場作業）  　・点検効率化  　　UAV画像等によるライブ映像点検手法･精度の検討  　　点検情報入力システムの活用拡大  　・安全対策  　　フールプルーフ導入対象設備の選定  　　AI画像解析による危険判定手法の調査  ■STDX（技術業務）　土木分野  　・状態監視  　　振動や変位、損傷音等のモニタリングデータを活用した  　　PC鋼材損傷検知手法の基礎検証  　・検出精度向上  　　路面画像･赤外線画像･電磁波レーダ画像等の各種調査  　　結果の複合分析による床版変状抽出の精度検証  ■STDX（技術業務）　施設分野  　・状態監視  　　電流、電圧等の状態監視技術の開発、導入により定期点検に置き換える  　・予知保全  　　大量のデータの解析技術の開発、向上により、損傷の進展を予測、設備保守の改善を図る  ■オフィスDX（コーポレート業務）  　・事業費管理効率化  　　経営管理システム再構築に向けた検討  　・教育研修  　　教育研修・資格取得支援のシステム化検討  また2026年～2030年を3rd Stageとし、2nd Stageからの続きとして以下の内容に取り組む。  ■オンサイトDX（現場作業）  　・点検効率化  　　UAV画像等によるライブ映像点検の導入・拡大  　　点検情報入力システムの活用拡大  　・安全対策  　　フールプルーフの仕様化及び実装  　　現場作業危険防止システムの構築  ■STDX（技術業務）　土木分野  　・状態監視  　　振動や変位、損傷音等のモニタリングデータを活用した  　　PC鋼材損傷検知システムの構築  　・検出精度向上  　　路面画像･赤外線画像･電磁波レーダ画像等の各種調査  　　結果を複合分析した自動変状分析システムの構築  ■STDX（技術業務）　施設分野  　・状態監視  　　センシングを活用した点検手法の構築  　・予知保全  　　故障予兆自動表示システムの構築  ■オフィスDX（コーポレート業務）  　・事業費管理効率化  　　新・経営管理システムの構築  　・教育研修  　　高度専門技術者育成システムの構築  ■共通  　・データインフラシステムの構築  　・災害対応データベースの整備 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①取締役会にて承認された令和4年度事業計画において、全社的なDX推進を重点施策として掲げており、これに基づく戦略の策定となっている  ②取締役会にて承認された令和7年度事業計画において、全社的なDX推進を重点施策として掲げており、これに基づく戦略の策定となっている |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①https://www.w-e-kansai.co.jp/wp-content/uploads/2023/03/エンジ関西DX戦略（Rev-1.0）.pdf  エンジ関西DX戦略\_行動計画\_1.DX-Ready（DX推進に向けた準備）（9ページ～10ページ）  ②https://www.w-e-kansai.co.jp/wp-content/uploads/2025/05/e-kansai\_dx\_rev-2.0.pdf  　・エンジ関西DX戦略\_行動計画\_1.DX-Ready（DX推進に向けた準備）（9ページ～10ページ） | | 記載内容抜粋 | ①DX推進に向けた3つの基盤を整理し、具体的な取組みに向けた準備を行います。  　基盤1：DX推進体制の構築  　①社内にDXプロジェクトチーム（DX-PT）を立上げ、部署横断的なデジタル化の取組みを開始します。  　②具体的な取組となるDX案件については、デジタル推進部および関係部署にて構成し、両者が役割分担してDXを実践します。  　③DXプロデューサーを外部から招き戦略的にDXを推進します。DXプロデューサーはプロジェクトメンバーとして適正な社内システムの提案、デジタル技術による課題解決、社員のデジタルスキル向上への助言・指導などの役割を担う予定です。  　④プロジェクトの取組み状況はKIBO上にて全社員へ見える化を図り、成功事例の横展開や興味がある方の積極的な参加を促します。  　⑤社内システムの全体構成図を作成し事業部門と協働するためのシステムの見える化を図ります。  　基盤2：DX人財の育成  　DX推進に必要な人財とは、デジタル技術を活かして変革を推進する人財です。  　今後、課題解決能力とデジタル技術の2つの能力を研修と実践演習により習得していきます。  　■ビジネストランスレーター  　　各事業部門の業務内容に精通し、デジタルで何ができるかを理解し、課題を見つけて解決に向けて主体的に取組みを推進する人財とし、課題解決型研修やSmart Works-PTを通じた自立型社員への成長、DX-PTでの実践を通じて育成していきます。  　■デジタル人材  　　デジタル技術やデータ活用に精通した人財（プログラマー、データエンジニア）とし、全社員が一定レベルのデジタル技術の習得に努めることとし、OJTのほか社員のデジタルリテラシーに応じた堅守を実施します。  ②デジタル人材の育成として「DX基礎研修」「DX応用研修」「DX専門研修」の３つのレベルの研修を実施する。基礎から上級までの段階的な研修を通じて、社員がデジタル技術の活用とデータ分析のスキルを習得できるようにサポートを行っている。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①https://www.w-e-kansai.co.jp/wp-content/uploads/2023/03/エンジ関西DX戦略（Rev-1.0）.pdf  エンジ関西DX戦略\_行動計画\_1.DX-Ready（DX推進に向けた準備）（11ページ）  ②https://www.w-e-kansai.co.jp/wp-content/uploads/2025/05/e-kansai\_dx\_rev-2.0.pdf  エンジ関西DX戦略\_行動計画\_1.DX-Ready（DX推進に向けた準備）（11ページ） | | 記載内容抜粋 | ①②DX推進に向けた3つの基盤を整理し、具体的な取組みに向けた準備を行います。  　基盤3：DX共創の仕組み（外部のDXノウハウの活用）  　DXの取組みを成功させるには、「業務プロセス見直し×システム構築」の実戦経験のある者の視点やノウハウが重要です。このようなスキルを持つ外部人財を活用し、DXに必要な知識を社内に取組み併せて変革に前向きな組織風土を醸成していきます。  　また、AI・データサイエンス・ロボティクスなどのIT技術を有する大学や企業と連携強化を図り、当社のデジタル技術の強化を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①エンジ関西DX戦略  ②エンジ関西DX戦略（Rev-2.0） | | 公表日 | ①令和5年　3月　1日  ②令和7年　5月　8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①https://www.w-e-kansai.co.jp/wp-content/uploads/2023/03/エンジ関西DX戦略（Rev-1.0）.pdf  エンジ関西DX戦略\_基本方針\_DXロードマップ(8ページ)  ②https://www.w-e-kansai.co.jp/wp-content/uploads/2025/05/e-kansai\_dx\_rev-2.0.pdf  エンジ関西DX戦略\_基本方針\_DXロードマップ(8ページ) | | 記載内容抜粋 | ①指標の考え方として、2030ビジョンの目標を達成するべく、ロードマップを策定し、1st Stage（2022年～2023年）～2nd Stage（2024年～2026年）における具体的な取組みを計画的に進めるものとします。  ■点検自動化  　1st Stage：Iotカメラを活用した遠隔作業の試行  　2nd Stage：遠隔からの点検支援・ﾄﾞﾛｰﾝ点検支援確立  ■点検省力化  　1st Stage：電子野帳等の試行導入  　2nd Stage：点検データ自動入力による効率化  ■状態監視  　1st Stage：構造物健全度評価のためのﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ試行  設備データのモニタリグ技術開発  　2nd Stage：データ分析技術の習得  設備状態監視技術の確立  ■補修提案  　1st Stage：フィールドマッピングの構築・蓄積  　2nd Stage：複合評価・劣化予測処方の習得  ■予知保全  1st Stage：データ分析・解析技術の取得  　2nd Stage：設備故障予知手法の確立  ■AI自動判定  1st Stage：画像（3D等）による点検実施検証  判定事例を活用した設備劣化判定技術開発  　2nd Stage：AI技術による標準点検手法の確立  AI技術による点検適用範囲拡大  ②2025年4月に見直したエンジ関西DX戦略（Rev-2.0）によりDXロードマップについても修正した。これまで実施した内容（1st Stage）を振り返り、2030年のビジョンを見直した上でそれに繋がる施策を2nd Stage(2024年～2025年)と3rd Stage(2026年～2030年)に設定した。また各案件については、年度毎のマイルストーンを設定し、ビジョン2030に向けて着実に進捗させる。2nd Stage 及び3rd Stage、取組む内容は以下のとおり。  ■点検効率化  　2nd Stage：UAV画像等によるﾗｲﾌﾞ映像点検手法・精  度の検討、点検情報入力ｼｽﾃﾑの活用拡大  　3rd Stage：ﾗｲﾌﾞ映像点検の導入・拡大  ■安全対策  　2nd Stage：ﾌｰﾙﾌﾟﾙｰﾌ導入対象設備の選定、AI画像解析による危険判定手法の調査  　3rd Stage：ﾌｰﾙﾌﾟﾙｰﾌの仕様化及び実装、現場作業危険  防止ｼｽﾃﾑの構築  ■状態監視（土木分野）  　2nd Stage：PC鋼材損傷検知手法の基礎検証  　3rd Stage：PC鋼材損傷検知ｼｽﾃﾑの構築  ■検出精度向上（土木分野）  　2nd Stage：各種調査結果の複合分析による床版変状抽出の精度検証  　3rd Stage：自動変状分析ｼｽﾃﾑの構築  ■状態監視（施設分野）  　2nd Stage：ｾﾝｼﾝｸﾞによる状態監視の有効性検討  　3rd Stage：ｾﾝｼﾝｸﾞを活用した新たな点検手法の構築  ■予知保全（施設分野）  　2nd Stage：施設中央局動作ﾛｸﾞからの故障予兆ﾃﾞｰﾀ抽出  　3rd Stage：故障予兆自動表示ｼｽﾃﾑの構築  ■事業費管理効率化  　2nd Stage：経営管理ｼｽﾃﾑ再構築に向けた検討  　3rd Stage：新・経営管理ｼｽﾃﾑの構築  ■教育研修  　2nd Stage：教育研修・資格取得支援のｼｽﾃﾑ化検討  　3rd Stage：高度専門技術者育成ｼｽﾃﾑの構築  ■データインフラ構築  　2nd Stage：技術系ﾃﾞｰﾀの連携・検索・出力ｼｽﾃﾑ検討、ﾃﾞﾓｼｽﾃﾑによる検証、災害対応ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽの整備  　3rd Stage：ﾃﾞｰﾀｲﾝﾌﾗｼｽﾃﾑの構築、AI機能(RAG)を  用いた災害対応検索ｼｽﾃﾑの構築 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 令和7年　5月　8日 | | 発信方法 | DX推進の取組みとして当社ホームページにエンジ関西DX戦略(Rev-2.0)を掲載するとともに、社長メッセージを掲載  （https://www.w-e-kansai.co.jp/2025/05/08/1223/） | | 発信内容 | 「エンジ関西DX戦略」を改定しました  2023年3月1日に策定した「エンジ関西DX戦略（Rev-1.0）」の見直しを行い、「エンジ関西DX戦略（Rev-2.0）」に改定しました。単なる資料のデジタル化に止まらず、抜本的な業務の改革を実現すべく、業務のやり方自体の見直しも含めて行うことを基本として、DX各施策の推進を図るものとします。  　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　真　伸行 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 3月頃　～　2025年 4月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2016年よりNEXCO西日本グループとしてCSIRTが構築され運用されている。当社もその構成要員として３名のメンバーを選定し活動している。対応として、セキュリティインシデントが発生した場合、情報漏洩や業務遅延等の被害拡大を防ぐため、迅速な初動対応が重要なことから、日々のウィルス感染予防や感染時の対応、セキュリティに関する教育を実施することとしている。また、セキュリティ監査については、「情報セキュリティ規程」に基づき、情報システム及びセキュリティに係る監査を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。